

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p><u>第5章 消防用設備等の技術上の基準の付加（第36条～第40条）</u></p> <p>第6章～第8章 略</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第9条の規定に基づく火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等、法第9条の2の規定に基づく住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等、法第9条の4の規定に基づく指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準、<u>法第17条第2項の規定に基づく消防用設備等の技術上の基準の付加並びに法第22条第4項の規定に基づく火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、呉市における火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>第5章 <u>消防用設備等の技術上の基準の付加</u></p> <p><u>（通則）</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p><u>第5章 削除</u></p> <p>第6章～第8章 略</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第9条の規定に基づく火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等、法第9条の2の規定に基づく住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等、法第9条の4の規定に基づく指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準並びに法第22条第4項の規定に基づく火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、呉市における火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第5章 <u>削除</u></p>
<p><u>第36条 令別表第1（16）項に掲げる防火対象物のうちに、当該防火対象物の部分で令第9条の規定により一つの防火対象物とみなされるもの（以下この条において「対象物」という。）が混在する場合において、当該混在する対象物が、次のいずれかに該当するときは、令第2章第3節及びこの章の規定の適用については、当該混在する対象物について同節に規定する各基準の床面積、延べ面積又は収容人員（以下「基準面積等」という。）は、それぞれ、同節に規定する基準面積等に達しているものとみなす。</u></p> <p><u>（1）当該混在する対象物のいずれかの床面積、延べ面積又は収容人員（以下「床面</u></p>	<p><u>第36条から第40条まで 削除</u></p>

積等」という。)が、基準面積等に達しているとき。

(2) 当該混在する対象物の床面積等を、それぞれ当該混在する対象物について定められた基準面積等で除し、その商の和が1以上となるとき。

(消火器に関する基準)

第36条の2 令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次に掲げる場所には、令別表第2においてその消火に適応するものとされる消火器を設けなければならない。ただし、令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に存する場所については、この限りでない。

(1) 火花を生ずる設備のある場所

(2) 変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所

(3) 鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所

(4) サウナ設備のある場所

(5) 溶接又は溶断の作業をする場所

(6) 動植物油、鉱物油その他これらに類する危険物又は指定可燃物である可燃性固体類及び可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所

2 前項の規定により設ける消火器は、令第10条第2項及び第3項の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

(大型消火器に関する基準)

第36条の3 令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の各号に掲げる場所には、令別表第2においてその消火に適応するものとされる大型消火器を設けなければならない。

(1) 不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所

(2) 全出力500キロワット以上の高圧変電設備のある場所

(3) 全出力500キロワット以上1,000キロワット未満の発電設備のある場

所

2 前項の規定により設ける大型消火器は、  
令第10条第2項及び第3項の規定の例  
により設置し、及び維持しなければならない。  
い。

(屋内消火栓設備に関する基準)

第36条の4 令別表第1各項に掲げる防  
火対象物で、地階を除く階数が5以上のもの  
(主要構造部が耐火構造であるか、若し  
くは不燃材料で造られているもので、5階  
以上の階の床面積の合計が150平方メ  
ートル(主要構造部が耐火構造で、かつ、  
壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ  
を準不燃材料でしたものにあつては30  
0平方メートル)以下のもの又は主要構造  
部が耐火構造であるもので、5階以上の部  
分の床面積の合計が150平方メートル  
(壁及び室内に面する部分の仕上げを準  
不燃材料でしたものにあつては300平  
方メートル)以内ごとに耐火構造の床若し  
くは壁又は防火戸で区画されているもの  
を除く。)には、屋内消火栓設備を設けな  
なければならない。

2 前項の規定により設ける屋内消火栓設  
備は、令第11条第3項及び第4項の規定  
の例により設置し、及び維持しなければな  
らない。

(スプリンクラー設備に関する基準)

第36条の5 次に掲げる防火対象物の階  
には、スプリンクラー設備を設けなければ  
ならない。

(1) 令別表第1(12)項ロに掲げる防火  
対象物の階で、主たる用途に供する部分  
の床面積が、地階、無窓階又は4階以上  
の階にあつては300平方メートル以  
上、その他の階にあつては500平方メ  
ートル以上のもの

(2) 令別表第1(2)項及び(3)項ロに掲げ  
る防火対象物の2以上の階のうち、地  
階、無窓階又は4階以上の階に達する吹

抜け部分を共有するもので、主たる用途に供する部分の床面積の合計が、同表(2)項に掲げるものにあつては1,000平方メートル以上、同表(3)項に掲げるものにあつては1,500平方メートル以上のもの

(3) 令別表第1(5)項、(7)項、(8)項及び(12)項に掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、主たる用途に供する部分の床面積が2,000平方メートル以上のもの

(4) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、同表各項((9)項から(11)項まで及び(13)項から(20)項までを除く。)に掲げる用途に供する部分(主たる用途に供しない部分を除く。)の床面積の合計2,000平方メートル以上のもの

(5) 令別表第1各項に掲げる建築物の1階未満の階で、地盤面からの高さ3メートルを超えるもの

(6) 地下街(公共用の地下道を除く。)

2 前項の規定により設けるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) スプリンクラーヘッドは、前項各号(第5号を除く。)に掲げる防火対象物の階の当該用途に供する部分(令別表第1(5)項又は(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分であつて、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第13条の3第1項の小区画型ヘッド又は側壁型ヘッドがそれぞれ同条第2項又は第3項の規定の例により設けられている部分がある場合には、当該スプリンクラーヘッドが設けられている部分を除く。)の天井(天井がない場合にあつては、屋根の下面。以下この項において同じ。)又は小屋裏に、当該天井又は小屋裏の各部分

から一のスプリンクラーヘッドまでの  
 水平距離が、次の表の左欄に掲げる防火  
 対象物の階ごとに、同表の中欄に定める  
 距離となるように、同表の右欄に定める  
 種別のスプリンクラーヘッドを設ける  
 こと。

防火対象物の 階	距離	種別
第1項第1号 に掲げる防火 対象物の階(ス タジオ部分に 限る。)	1. 7メ ートル以 下	規則第1 3条の2 第1項の 開放型ス プリンク ラーヘッ ド
第1項 第1号 に掲げ る防火 対象物 の階 (スタ ジオ部 分を除 く。) 及び同 項第2 号から 第4号 までに 掲げる 防火対 象物の 階	耐火建 築物 (建築 基準法 第2条 第9号 の2に 規定す る耐火 建築物 をい う。以 下同 じ。) 以外の 建築物	2. 1メ ートル(高 感度型ヘ ッド(令第 12条第 2項第2 号イの表 に規定す る高感度 型ヘッド をいう。以 下同じ。) にあつて は、2. 3 メートル) 以下
	耐火建 築物	規則第1 3条の2 第1項の 閉鎖型ス プリンク ラーヘッ ドのうち 標準型ヘ ッド
	耐火建 築物	2. 3メー ートル(高感 度型ヘッ ドにあつ ては2. 6 メートル)以 下

(2) 前項第2号から第4号までに掲げる防

火対象物の階のうち次に掲げる部分においては、前号の規定にかかわらず、規則第13条の4第2項に規定する放水型ヘッド等を同条第3項の規定の例により設けること。

ア 指定可燃物を貯蔵し、若しくは取り扱う部分又は令別表第1(4)項に掲げる防火対象物若しくは同表(16)項イに掲げる防火対象物の同表(4)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分(通路、階段その他これらに類する部分を除く。)であつて、床面から天井までの高さが6メートルを超えるもの

イ ア以外の部分であつて、床面から天井までの高さが10メートルを超えるもの

(3) 前項第5号に掲げる防火対象物においては、規則第13条の5第3項及び第4項の規定の例によりスプリンクラーヘッドを設けること。

3 前項に規定するもののほか、第1項の規定により設けるスプリンクラー設備は、令第12条第2項各号(第2号及び第3号の2を除く。)及び第3項並びに規則第13条第1項(第2号を除く。)、第13条の2第4項、第13条の6及び第14条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

(水噴霧消火設備等に関する基準)

第36条の6 次の表の左欄に掲げる防火対象物又はその部分には、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備のうち、それぞれ当該右欄に掲げるもののいずれかを設けなければならない。

防火対象物又はその部分	消火設備
令別表第1(13)項イに掲げる防火対象物又はそ	水噴霧消火設備、泡

の部分のうち、次の各号に掲げるもの	消火設備、 不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備
(1) 延べ面積が700平方メートル以上の防火対象物(駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造のものを除く。)	
(2) 吹抜け部分を共有する防火対象物の2以上の階で、駐車のために供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	
(3) 防火対象物の屋上の部分で駐車のために供する部分の面積が200平方メートル以上のもの	
令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次に掲げるもの	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備
(1) 油入機器を使用する特別高圧変電設備又は無人変電設備のある場所	
(2) 油入機器を使用する全出力1,000キロワット以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所	
(3) 出力1,000キロワット以上の発電設備のある場所	
令別表第1各項に掲げる防火対象物で、冷凍室又は冷蔵室の部分で、床面積の合計が500平方メートル以上のものの冷凍室又	不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設

は冷蔵室の用途に供する	備
部分	

2 前項の規定により無人変電設備のある場所に設ける不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備は移動式以外のものとし、かつ、自動式起動装置を設けなければならない。

3 前項に規定するもののほか、第1項の規定により設ける水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備は、令第14条から第18条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

(自動火災報知設備に関する基準)

第36条の7 次に掲げる防火対象物には、自動火災報知設備を設けなければならない。

(1) 令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)で延べ面積が300平方メートル以上のもの

(2) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物(規則第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物(以下「小規模特定用途複合防火対象物」という。)のうち同表(5)項ロの用途に供する部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいものであるものに限る。)(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)で、同表(1)項から(6)項まで及び(9)項イに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの

(3) 令別表第1(16)項イに掲げる防火

対象物（小規模特定用途複合防火対象物（前号に掲げるものを除く。）に限る。）及び（１６）項口に掲げる防火対象物（主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第２条第９号の３イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。）のうち、同表（１２）項及び（１４）項に掲げる用途に供する部分の上階を同表（５）項口に掲げる用途に供するもので、延べ面積が３００平方メートル以上のもの

2 前項の規定により設ける自動火災報知設備は、令第２１条第２項及び第３項並びに規則第２３条（第４項第１号へを除く。）、第２４条及び第２４条の２の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。この場合において、規則第２４条第５号ロ及びハ並びに第５号の２ロ（イ）及び（ロ）中「部分（前条第４項第１号へに掲げる部分を除く。）」とあるのは「部分」と、同条第５号ニ及び第８号の２イ中「階（前条第４項第１号へに掲げる部分を除く。）」とあるのは「階」とする。

3 第１項又は令第２１条第１項の規定により延べ面積が６００平方メートル（当該防火対象物の主要な出入口からその内部を見通すことができるものにあつては、１，０００平方メートル）以上の防火対象物に設ける自動火災報知設備は、天井の屋内に面する部分と天井裏の部分それぞれ異なる警戒区域としなければならない。  
（避難器具に関する基準）

第３７条 令別表第１（１）項から（１６）項までに掲げる防火対象物の３階以上の階のうち、２方向避難がとれない階で収容人員が１０人以上のものには、避難器具を設けなければならない。

2 令別表第１各項に掲げる防火対象物の地階、無窓階又は３階以上の階に設ける駐車のために供される階（昇降機等の機械装置

により車両を駐車させる構造のものを除く。)のうち、2方向避難がとれない階で車両の収容台数が10以上のものには、避難器具を設けなければならない。

3 前2項の規定により11階以上の階に設置する避難器具は、各階に避難上有効なバルコニーを附置した固定式のはしごとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、第1項及び第2項の規定により設ける避難器具は、次に掲げる区分に従い、令第25条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

(1) 令別表第1(13)項及び(14)項に掲げる防火対象物にあつては、令第25条第1項第3号の区分により適応するものとされる避難器具

(2) 前号に掲げる防火対象物以外の防火対象物にあつては、令第25条第1項各号の区分による当該用途に該当するものとして、当該各号に適応するものとされる避難器具

(誘導灯等に関する基準)

第38条 次に掲げる防火対象物には、避難口誘導灯を設けなければならない。

(1) 令別表第1(5)項ロ、(7)項及び(12)項に掲げる防火対象物(同表(7)項に掲げる防火対象物にあつては昼間(日の出から日没までの間をいう。以下同じ。)のみ使用するものを除く。)で、延べ面積が300平方メートル以上のもの

(2) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物(小規模特定用途複合防火対象物に限る。)の部分のうち、同表(5)項ロ、(7)項又は(12)項に掲げる用途のいずれかに該当する用途に供する部分(同表(7)項に掲げる用途に供する部分にあつては昼間のみ使用するものを除く。)の床面積が当該小規模特定用途複

合防火対象物において最も大きいものであつて、当該用途に供する部分及び同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの

2. 次に掲げる防火対象物には、通路誘導灯を設けなければならない。

(1) 令別表第1(7)項に掲げる防火対象物(昼間のみ使用する防火対象物で採光が避難上十分であるものを除く。)で、延べ面積が300平方メートル以上のもの

(2) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物(小規模特定用途複合防火対象物に限る。)の部分のうち、同表(7)項に掲げる用途に供する部分(昼間のみ使用するもので採光が避難上十分であるものを除く。)の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいものであつて、当該用途に供する部分及び同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの

3. 前2項の規定により設ける避難口誘導灯及び通路誘導灯は、令第26条第2項各号(第3号及び第5号を除く。)並びに規則第28条の2(第1項第5号、第2項第4号及び第3項を除く。)及び第28条の3(第5項を除く。)の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

(連結送水管に関する基準)

第39条 次の各号に掲げる防火対象物の部分には、連結送水管を設けなければならない。

(1) 令別表第1(2)項、(4)項、(10)項、(13)項及び(16)項イに掲げる防火対象物(同表(16)項イに掲げる防火対象物にあつては、小規模特定用

途複合防火対象物であるもの及び同表(1)項、(3)項、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる用途のいずれかに該当する用途に供する部分の床面積が当該防火対象物の延べ面積の10分の9以上であつて当該用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満であるものを除く。)の無窓階(1階及び2階を除く。)で、床面積が1,000平方メートル以上のもの

(2) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物(小規模特定用途複合防火対象物のうち同表(10)項又は(13)項に掲げる防火対象物のいずれかの用途に供する部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物の延べ面積の10分の9以上であるものに限る。)の無窓階(1階及び2階を除く。)で床面積が1,000平方メートル以上のもの

(3) 令別表第1に掲げる建築物の4階以上の階の屋上を、回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場の用途に供するもの

2 連結送水管の放水口は、前項第1号及び第2号に掲げる階にあつてはその各部分から、同項第3号に掲げる屋上にあつては屋上の主たる用途に供する部分の各部分から、それぞれ一の放水口までの水平距離が50メートル以下となるように設けなければならない。

3 第1項の規定により設ける連結送水管は、令第29条第2項の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

4 第1項第1号及び第2号並びに令第29条第1項各号(第3号を除く。)の規定により設ける連結送水管には、その屋上に1以上の放水口を設けなければならない。

(基準の特例)

第40条 この章の規定は、消防用設備等について、消防長が、防火対象物の位置、構

造及び設備の状況から判断して、この章の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の消防用設備等その他の設備を用いることにより、この章の規定による消防用設備等の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。